天草市教育大綱

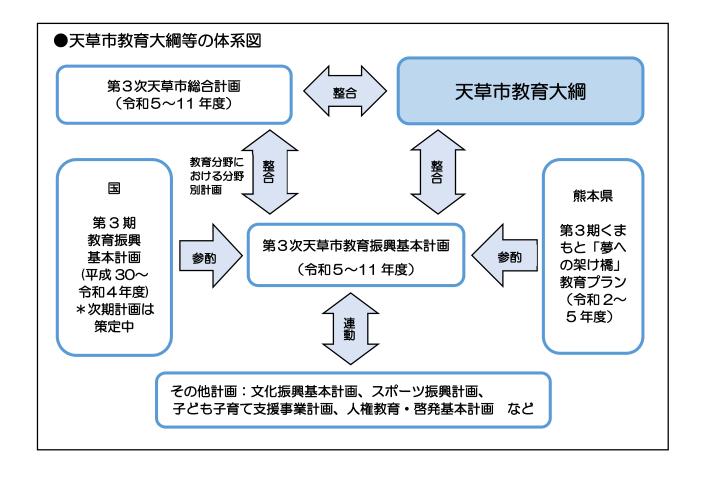
令和5年3月 天 草 市

1 教育大綱策定の趣旨

教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下、「地方教育行政法」という。)第1条の3に規定するもので、市長が、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、市の実情に応じて教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものと義務づけられています。また、大綱の策定については、地方教育行政法第1条の4第1項に基づき設置した「天草市総合教育会議」において、協議・調整を行うものです。

2 教育大綱の位置付け

教育大綱の策定にあたっては、教育の課題が地域によって様々であることを踏まえ、国が策定する教育振興基本計画の方針を参酌し、地域の実情に応じた総合的な施策の大綱を策定するものとなっています。



基本理念

【 あまくさの未来を拓く「人」づくり 】

- 本市の未来を担う子どもたちが歴史や伝統文化を継承して天草独自の文化を大切に育みながら、さらに学校や地域でさまざまな体験を通して健やかに育つ教育環境の充実しているまちづくりを進めます。
- O 市民がまちづくりの主役としてお互いの役割を理解し、地域に愛着と誇りをもち、それぞれの個性を生かしながら、市民相互の人権が尊重され、社会のさまざまな分野で一人ひとりが輝き、活躍できるまちづくりを進めます。

スローガン

あいさつが飛び交う天草市

基本理念の達成に向け、子どもから高齢者まで、お互いが思いやりの心を持ち、日頃からあいさつが飛び交うような天草市となっていくよう「あいさつが飛び交う天草市」をスローガンに取り組みを進めていきます。

基本方針

方針1 子どもたちの学びの充実

方針2 生涯にわたる学びの推進

方針3 スポーツ・運動の推進

方針4 芸術文化の振興と歴史文化の保存・継承

基本方針の内容

方針1 子どもたちの学びの充実

- ◇ 就学前教育の充実を図ります。
- ◇ 学力の向上を図ります。
- ◇ 体験学習の充実を図ります。
- ◇ 心の教育の充実に努めます。
- ◇ 健康教育・安全教育を推進します。
- ◇ 特別支援教育の充実に努めます。
- ◇ 教職員の資質向上を図ります。
- ◇ 学校・家庭・地域との連携を進めます。
- ◇ 教育を支える環境づくりを推進します。
- ◇ 学校給食の充実に努めます。

方針2 生涯にわたる学びの推進

- ◇ 生涯学習の機会の提供に努めます。
- ◇ 生涯学習の環境づくりを推進します。
- ◇ 人権教育及び人権啓発を効果的に推進します。

方針3 スポーツ・運動の推進

- ◇ 人・健康・体力づくりを推進します。
- ◇ 地域・絆づくりを推進します。
- ◇ 大会・合宿誘致の推進と市民と来訪者が交流する機会づくりを 進めます。
- ◇ スポーツを支える基盤の整備を図ります。

方針4 芸術文化の振興と歴史文化の保存・継承

- ◇ 芸術文化活動を推進します。
- ◇ 文化施設等の整備・活用に努めます。
- ◇ 歴史文化の保存・継承を推進します。
- ◇ 世界遺産の保存・活用に努めます。
- ◇ キリシタン史の調査研究を推進し、情報発信にも努めます。